

小値賀町議会第三回定例会
(第九日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会参事	代表監査委員
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田	井上
憲道	清敏	也敏	英敏	良一	久之	一也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	一夫	喜隆

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十九年九月二十六日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 報告第七号 決算特別委員会審査報告
- 第三 発議第一三号 教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案
- 第四 発議第一四号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第五 発議第一五号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第六 発議第一六号 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第七 発議第一七号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

追 加 議 事 日 程

- 第八 報告第八号 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第九 報告第九号 産業建設常任委員会の所管事務調査報告

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・小辻隆治郎議員、五番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第五三号については、決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。

決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長（立石隆教） 決算特別委員会審査報告。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第四十一条の規定により、報告します。

一、委員会を開いた年月日及び場所、二の、出席した委員の氏名、三の、欠席した委員の氏名、四の、出席した委員外の議員の氏名、五、説明のため出席した者、六の、職務のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。

第七、付託を受けた事件の件名及び第八、会議に付した事件の件名は、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、九月二十日から二十一日までの二日間会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調査、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑を重ねました。

その主なものは、お手元の報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、議案第五三号については、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。今回、二日間の決算特別委員会を開催しましたが、不用額の減少や行財政改革への努力の姿勢は見受けられますが、単年度収支額が本年は赤字、基金の取り崩しなど、不安材料が依然として無くならない現状であり、更なる効率化や重点化、予算の見直しなどを進め、健全な財政の維持に努められることを期待いたします。

以上、決算特別委員会審査結果報告を終わります。
議長（横山弘藏） これで報告を終わります。

おはかりします。

本件については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

五番（浦 英明） 私は、賛成の立場から討論いたします。

十八年度から債務負担行為における償還金の元金等を加えることになったため、実質公債費比率は、一三・七%から一七・二%に大きく跳ね上がっており、この一八%を超えますと、許可の制限がなされ、地方債が許可されなくなる可能性が生じてきます。この公債費の歳出総額に占める割合は依然として高いため、財政を圧迫している原因のひとつであります。

そのため、本年度において減債基金の取り崩しを九千万円行っており、財政調整基金、減債基金、振興基金等の残高は、

七億四千八百万円と、県下で二番目の低さであります。

基金は、小値賀町が『自立の道』を歩くための最後の砦であると私は思っております。基金はなるべく取り崩さないようにしていただくとともに、更なる行財政改革を推進して経費の削減に努め、財政健全化を図っていただきたい。

それから、さまざまな部門で収入未済額があり、この未済額は年々増加の傾向にあります。最低でも前年度の未済額より増えないようにしていただきたい。お金の回収は本当にいやなものがあります。しかし、納税の義務、公平さの面からも熱心に説明をされ、回収に努めていただきたい。夜に何回か回収に行った職員もおるようで、仕事の熱心さには大変感心いたしました。他の職員にも言えることですが、一回であきらめないで継続することが大変重要であります。これ以上、収入未済額が増えないようお願いいたします。

そして健全な財政運営に努力邁進していただきたいと、これだけ提言を申し上げまして、私は、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

以上で討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

二番（加山雅徳） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

地方分権の時代に入り、今の日本は都市と地方の格差がどんどん開いている大変な状況です。また、地方公共団体や一般企業・家庭でも同様でございます。

我が小値賀町におきましても、交付税に対しての依存率が約五九%、実質公債費比率が十八年度見直しがあつたため、一七・二%と高い比率になっており、基金についても平均すれば、毎年八千万程度取り崩しております。また、バランスシートからも読み取れるように、逼迫した財政状況になっている状況です。

このような状況の中で、私は今回の決算特別委員会の審議に対して、執行部みなさん全員とは言いませんが、『危機感』の薄さに大変心配が残りました。

今後は、町の活性化と平行して自主財源を増やす努力をし、また、交付税の変動が気にならないような町づくりを目指し、行財政の運営においても徹底してムダを省き、能率・効率を考え、断固とした考えで努力することが今後大変重要になってまいります。

今後は、町長の経営感覚を十分に發揮し、町民一体となって小値賀町の自立と活性化を期待し、賛成討論といたします。
議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 私は、平成十八年度各会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論いたします。

一般会計は実質収支六千四百四十五千円で、前年度実質収支六千六百二十一万一千円を控除した単年度収支は、五百七十六万六千円の赤字となっております。標準財政規模で実質収支額を除いた実質収支比率は、十七年度に比べ、〇・一一％低い三・一七％で、標準財政規模の三％から五％程度が望ましいと言われ、収支の均衡は保持されております。

また、特別会計七会計における実質収支額は七千三百五十三万七千円で、前年度実質収支額九千八百九十四万四千円を控除した単年度収支額は、二千五百四十七千円、これも赤字となっております。

審議の中で、毎年、指摘がある収入未済額、一般会計百九十三万五千円、特別会計五会計で一千九百四十一万三千円、合わせて二千三百三十四万八千円の未収額については、経済不況が続き、徴収に大変ご苦労があると思いますが、財政運営に支障をきたさないよう徴収率の向上に努め、また不用額は年々改善されていますが、一般会計二千二百三十五万四千円、特別会計五千七百七十五万九千円、合わせて七千四百一十一万三千円の、多額の不用額が生じております。

厳しい財政状況の中で、貴重な財源であります。予算執行に当たっては、不要・不急な予算の計上がないよう十分留意し、個々の職員の意識改革の下、行財政改革、並びに活性化事務事業は方向を定め、それぞれ数値目標を掲げ、積極的に推進し、行政の役割をきちんと果たしていただくよう強く要望いたしますとともに、地方財政が悪化し、今後の地方分権の推進を念頭におき、国は、現行の再建する団体のみを対象とする「地方財政再建促進特別措置法」を廃止し、これからすべての団体について、一、普通会計における実質赤字比率、二、特別会計すべてを連結した連結赤字比率、三、地方債協議制の下での許可団体に移行する基準として用いられる実質公債費比率、四、負債残高にかかる将来負担比率、以上、四つの財政指標を自治体が算定し、公表し、地方公共団体が自主的に健全化を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、今年六月成立、平成十九年度決算から算定し、公表することが義務付けられております。

財政指標を注視し、財政状況を分析・把握し、急ぎ財政健全化に今から取り組むことが重要であることを提言いたしました。議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定に賛成いたします。

以上で、討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 私は、平成十八年度一般会計・特別会計決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

町当局におかれましては、厳しい財政状況の中、町発展のために、また経費節減のために、あらゆる分野で取り組み、努力されておりますが、十八年度決算について見ると、歳入の収入未済額は一般会計百九十三万五千七百七十七円、特別会計一千九百四十一万二千八百八十八円、合わせて二千百三十四万八千六百五十五円で、前年度二千六万七千六百二十一円に比べ、百二十八万四千四百四十四円、六・四%の増加となっている。一部については、徴収の努力がなされ、効果が上がっているものもあるが、その額は依然多額であり、財政安定のため、また税負担の公平性の観点からも未済額の徴収に尚一層の努力を望みます。

予算の執行等については、おおむね適正と認め、不用額は十七年度より減っています。しかし、執行率より中身ですので、効果の上がるよう支出していただき、今後尚一層計画的に財政運営をされ、住民福祉の向上と小値賀町発展のため、最善の努力を尽くされますよう要望いたします。本案に賛成いたします。

議長（横山弘藏）

ほかに討論はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 私は、平成十八年度の決算について賛成の意を表します。

平成十八年度も依然として厳しい財政状況にありますが、この二・三年間を越せば基金の取り崩しもなくなるということ、計画的な財政運営だと理解しております。

また、実質公債費比率についても、債務負担行為の元本の算入もあって一七%を超えましたが、これも負担軽減の方向に向かっているとの答弁がありました。

「スクラップ&ビルド」と言葉がある一方で、「健全なる赤字」という言葉もあります。赤字だからと言って一概に「廃止せよ」という意見は乱暴ですけれども、数値目標を立てて、尚一層改善する努力が一体に必要なと思います。

しかし、明るい材料もあります。

観光面に十八年度も大きな予算を計上してもらいましたけども、他の自治体に先んじて、修学旅行の誘致に取り組んできましたが、その効果が徐々に目に見えてまいりました。官民一体となって尚一層推進していくことが、町にとっての本筋だと考えます。

以上です。

議長（横山弘藏）

ほかに討論はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 私は、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、「認定すべきだ」という立場で討論をいたします。

現在、小値賀町が置かれている厳しい環境の中にあつて、自主財源や依存財源の確保に最大限の努力をされ、一方、歳出におきましても経費の軽減に努力された跡が随所に見られ、財政運営の効率化、健全化に細心の注意を払った結果であり、本決算を認定することに何ら問題点もないと確信するものであります。

平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算を認定するにあたり、平成十八年度の予算審議に加わっていない私は、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算及び成果報告書、監査委員の歳入歳出決算審査意見書を見比べてみました。

一般会計歳入総額二十九億七千六百三十万六千七百四十五円で、前年度に比べ〇・八%の増であり、予算減額に対する収入率は百分であります。

歳出総額は、二十九億一千三百七十九万四千四百十六円であり、前年度に比べ〇・九%であります。予算現額に対する執行率は、九七・九%であり、歳入歳出差引残額は、六千三百二十二万七千三百二十九円、繰越財源二百七十八万二千円を引くと、平成十八年度単年度収支は、前年度実質収支額を差し引くと、五百七十六万五千九百四十四円の赤字となっております。

収入未済額は、町税で百五十五万三千七百七十七円、使用料及び手数料で三十八万四千八百円、合計百九十三万五千七百七十七円ありますが、徴収状況は昨年と比べると減少しつつあり、それらを見ましても「不認定」するほどの重要な要因とは言えないと考えます。

気になる点として、決算書の内容の中に、『予備費からの充用』や、各需用費を中心に『旅費や労務費への流用』が多く見受けられました。

歳出予算の流用は、『小値賀町財務規則』第十七条により、また予備費の充当については 同条第十八条により規定されていますが、あまりにも多くの流用が認められ、今後予算時の算定基礎があいまいになる恐れがあります。

特に予備費の充当は、「緊急やむを得ない経費で、予算の補正をする暇が無いもの」と規定されておりますので、気になった点ではありますが、全ての面で節約に努力されている面は評価すべきだと考えます。

今後の小値賀町の財政につきましては 大変厳しいものがあると推察をされますが、住民に身近な自治体として必要な事業は実施して行かなければなりません。

将来の、小値賀町のあり方を思い浮かべながら、尚一層の努力を重ねますよう要望意見を付しまして、私の賛成討論といえます。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『認定』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立多数です。

したがって、議案第五三号、平成十八年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

以上をもちまして決算認定は終了いたしましたので、決算特別委員会は、廃止することにいたします。

八番（立石隆教） 議長

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 議事進行についての発言をいたします。

ただいま議長は、採決について『多数』だと言いましたが、『全員』ではないのでしょうか。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 ― 午前 九時 五十二分 ―

議長（横山弘藏） 再開します。

起立者は『多数』で間違いありません。

井上・伊藤両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でした。しばらく休憩します。

――再開―― 午前 九時 五十四分――

議長（横山弘藏） 再開します。

おはかりします。

ただいま、総務文教厚生常任委員会委員長から、報告第八号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告及び産業建設常任委員会委員長から、報告第九号、産業建設常任委員会の所管事務調査報告が提出されました。

これを日程に追加し、報告第八号を追加日程第八、報告第九号を追加日程第九として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、報告第八号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を追加日程第八、報告第九号、産業建設常任委員会の所管事務報告を追加日程第九として、ただちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

――休憩―― 午前 九時 五十七分――
――再開―― 午前 九時 五十八分――

議長（横山弘藏） 再開します。

追加日程第八、報告第八号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(横山弘藏) 本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長

総務文教厚生常任委員会委員長(小辻隆治郎) 去る七月十七日から二十七日の十一日間、産業建設常任委員会を含む十名の議員が各地区を回り、地区住民と意見を交換し合いました。

その内容についての概略を報告いたします。

統一地方選挙が四月にあり、町議選と併せて町長選も同時に実施されました。選挙戦のあとでもあり、町民の不安や意見を参考にし、より良い町づくりに役立てて行こうというのが開催の主な趣旨であります。一方、先般以来、議会では「議会のあり方特別委員会」での研究を通じて、町民に開かれた議会を目指しております。今回の地区回りもその趣旨に沿った議会活動の一環だと認識しております。

さて、柳地区を開始として納島地区に終る十一地区の日程を設定したわけですが、その地区固有の問題、町全体に係る問題など様々な意見が飛び交いました。それらの意見の中で、例えば、「ふるさと議会のあり方と今後の方向」、「西目処理場の使用期間は?」、「入院患者の食事賄い等の軽減は?」、「小中高一貫教育のその後の進捗状況は?」などで、総務課、住民課、診療所、教育委員会と多岐に亘っております。これらの問題は、すぐやれるもの、予算を含めてしばらく時間を要するものなど、計画的に協議していく必要性があるものと考えております。

しかし、とりわけ全地区に共通して出てきた問題は、やはり抜港問題でありました。

従来、この問題は、行政当局にまかせつきりで、議会はその報告を聞くばかりでしたが、議会でも行動を起こそうという気運が盛り上がりました。議長を含め、各委員長が代表して県の関係者及び船会社との意見交換を行いました。

抜港問題は産業建設常任委員会の管轄なので詳しいことは割愛しますが、住民福祉の観点からも、本委員会としても気になるところであり、行動を共にしました。要は、旧ターミナルの再利用で、抜港が減少するとの意見に集約されました。この協議の翌日には早速、県北振興局内で、本課の課長を交えて県幹部と町当局者との話し合いが持たれたと聞いております。以上のように、議員の各地区回りは議員にとっても非常に有益だったと評価しております。

今後とも、地区住民との懇談会は欠かせないものと実感する次第であります。

なお、本委員会に関係あるものとして、二十件あまりのご意見をいただきましたが、この結果及び進捗等につきましては、文書で回答する形で、議会だより等を通じて報告いたします。

以上、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長（横山弘藏） これでは報告を終わります。

追加日程第九、報告第九号、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（横山弘藏） 本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長

産業建設常任委員会委員長（加山雅徳） 本年五月より新しい構成でスタートした産業建設常任委員会は、まず所管事務の現状把握、現場視察を行い、本委員会としての方向性を議論し、まず、緊急性の高い問題から順次取り組んでいくということにいたしました。

そこで、地区回りをして、一番多かった『抜港問題』に対して早急に対応しなければならぬとして、去る八月二十日・二十一日、議長以下各委員長五名、大石海運・九州商船・県庁・県北振興局に陳情に行って来ました。

まず、大石海運会社の意見では、港が天然港でないため、当初の計画段階での検討が足りなかったのではないかとの意見でした。

その他に、①沖防波堤を延長しても解決策には成らない。②南と北西の風の時が一番着けにくい。③波対策ではなく、風対策が急務。④アンカーを打つところが岩盤なのでアンカーが効かない。⑤前方港を、フェリー、高速艇の発着所にしてはどうか。そうすることによって抜港の問題、時間の短縮、燃油の削減、運賃の値下げ等の問題も解決するのでは。⑥中波止の影響も少しある。⑦旧ターミナルの方が良い。

一方、九州商船の意見では、当初の計画時点では三千トン級の船の接岸を考えて築造しており、当時の状況と比べて、経済環境がかなり変わったとの意見でした。

その他に、①大石海運とほぼ同じで、南と北西の風の時が一番着けにくい。②沖防波堤を延長しても解決策にはならない。③運行規定の基準に従って運行している。④時化のとき、フェリーの荷降ろしが困難である。⑤濃霧のための抜港。⑥旧ターミナルの可動橋を修理し、接岸出来るようにすれば抜港も少なく出来る。⑦中防波堤を撤去すれば少しは良くなる。⑧二重防波堤を新設すればどうか。

他にもいろんな意見交換を二社といたしました。

その後、松田県議と共に県庁に出向き、町民の意向、また運行会社の実情を伝え、我々町議会としての意向を伝えました。県としての考えでは、①当初の計画は間違っていない。②沖防波堤の計画は予定通り実施し、平成二十三年完成の予定。③高速艇が接岸する浮棧橋の改修工事は、平成二十年完成予定とのことでした。④旧ターミナルの可動橋改修工事は、今のところ出来ない。しかし、耐震化計画を利用すれば、改修することも可能との意見でした。

その後、知事とお会いし、小値賀の実情を伝え、理解していただきました。また、県北振興局にも出向き、町民が困っている現状を伝えたところ、前向きに検討することでした。

陳情の結果、次の内容を取り付けることができました。

①沖防波堤の延長は今年度から着工する。②高速艇が接岸する浮棧橋の改修工事は、平成二十年完成の予定。③中波止の撤去工事については、今年度着工する。④旧ターミナルの可動橋と波止場の改修工事については、耐震化計画を利用して来年度から着工する。

以上の結果を得ることができました。

今後、抜港問題については、早急には難しいが、徐々に解決していくと思います。

その他、本委員会で議論した内容については、地区回り時の町民の要望、農漁業の活性化の問題、観光の問題、建設事業の問題など、いろんな問題が山積みしております。

今後の本委員会としての方向性としては、緊急性の高い事件から優先順位を付けて、一つ一つ解決して行くことで合意をいたしました。これから更に調査研究し、関係機関との連携を図り、小値賀町の発展及び活性化のために努力して行きたいと思っております。

以上でございます。

議長（横山弘藏）　これで報告を終わります。

日程第三、発議第一三三号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小辻議員

四番（小辻隆治郎）　提案理由。

教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案。

小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、教育予算の充実と次期教職員定数改善の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて、政府に対して要望するものであります。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことであり、このことは国の責務でもあります。

政府は、公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に、「人員が多い」ということで、公務員の中でも特に教職員の人件費削減を求めている。

これは、財政面からの理論であり、今日の様々な教育課題を踏まえた教育論から出されたものではなく、日本の教育を軽んじていると言わざるを得ない。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じたきめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。しかしながら、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や、教員一人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べ、まだまだ脆弱である。

全国知事会や全国市長会等も要望されているように、「次期教職員定数改善計画の早期策定」や「教職員配置の更なる充実」が必要である。

一方、政府与党合意によって、平成十八年度から義務教育費国庫負担金については、国の負担が二分の一から三分の一に

変更されました。三分の一にすることは、地方交付税に依存する度合いが高まることになる。三位一体改革で、今後の焦点は地方交付税であるが、削減は必至と言える。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、国の負担を二分の一に還元すべきである。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところである。

よって、国においては、地方分権時代に対応した新たな義務教育制度を構築されるよう強く要請し、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 私は、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案に賛成するものであります。

子どもたちは、全国どこに生まれ育ったとしても、等しく一定水準の良質な教育を受ける権利を持っております。

しかし、今日の情勢は、教職員の定数削減や義務教育費国庫負担金の減額等、様々な地域的事情や課題を抱えた地方の教育が縮小され、まさに切り捨てられようとしています。

特に、離島でもある本町のような児童・生徒数の少ない小中学校を抱えた自治体においては、教育の低下が懸念されます。

教育予算は、未来への先行投資であり、教育の充実は国の責務である。教職員配置の更なる充実、義務教育費国庫負担度の国の負担を、二分の一への還元等、義務教育水準の確保が望まれます。

よって、本意見書案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これで討論を終わります。

これから、発議第一三号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一三号、教育予算の充実、次期教職員定数改善と未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十八分	—
—	再開	午前	十時	三十分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第四、発議第一四号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第五、発議第一五号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第六、発議第一六号、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第七、発議第一七号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十九年小値賀町議会第三回定例会を閉会します。

午前 十時三十三分 閉会